



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正

所管課(室)名

地域づくり推進課

## 告 示

### 長崎県告示第221号の2

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱(平成23年長崎県告示第456号)の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係) 地域づくり推進課関係						別表(第2条関係) 地域づくり推進課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1~5	略					1~5	略			
6	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金	人口減少対策をはじめ地域課題の解決に資する雇用拡大や、Uターン者などによる創業、就業又は事業拡充を支援することにより、それらの人材の活動を通じ、地域振興を図るとともに、本県への	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 地方就職学生支援事業 市町が実施する、東京圏に在住し、東京都内に本部がある大学等を卒業又は修了しており、かつ、長崎県内企業等に就職し、長崎県へ移住した者の就職活動等に係る経費(交通費)及び移住に係る経費(移転費)を補助する事業に要する経費。 ただし、就職	略	略	6	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金	人口減少対策をはじめ地域課題の解決に資する雇用拡大や、Uターン者などによる創業、就業又は事業拡充を支援することにより、それらの人材の活動を通じ、地域振興を図るとともに、本県への	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 地方就職学生支援事業 市町が実施する、東京圏に在住し、東京都内に本部がある大学を卒業する見込みであり、かつ、長崎県内企業に内定し、長崎県へ移住する意思がある者の就職活動に要した経費等を補助する事業に要する経費	略	略

	<p>移住・定住を促進することを目的とする。</p>	<p>活動等に係る経費（交通費）については、<u>大学等を卒業又は修了する見込みであり、かつ、長崎県内企業等に就職することが内定している場合も対象とする。</u> (3)及び(4) 略</p>		<p>移住・定住を促進することを目的とする。</p>	<p>(3)及び(4) 略</p>	
7 略		7 略				

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通 (八九五) 二二二四

印刷所  
長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト